関する協定の説明書日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に

外

務

省

三 協定の実施のための国内措置	18 実施取極	17 附属書	16 最終規定 (第十六章)
協定の実施のための国内措置	実施取極	附属書	
·····································	·····································	: : : : : : : : 四	······ – =

概説

1 協定の成立経緯

た。 開始することが決定され、 十九日に東京において、 成十九年(二千七年)一月の我が国とスイス連邦との間の電話首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を 我が方中曽根弘文外務大臣と先方ドリス・ロイタード副大統領兼経済大臣との間でこの協定の署名が行われ 同年五月から両国間で交渉が行われた結果、 協定案文について最終的合意をみるに至ったので、

2 協定締結の意義

築されることを通じ、 締結によって、 0 経 この協定は、 済活動の連携を強化するとともに、 我が国とスイス連邦との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、 我が国とスイス連邦との間で物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化並びに資本の自由な移動を促進し、 両国経済が一段と活性化され、 自然人の移動、 ひいては両国関係全般が一層緊密化されることが期待される。 競争、 知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものである。 また、 幅広い 分野において互恵的な経済連携が構 この協定の 両国間

実施取極が作成されている。 この協定は、 前文、 本文百五十四箇条及び末文並びに協定の不可 それらの概要は、 次のとおりである。 分の一 体を成す附属書から成っている。 また、 この協定に関連し、

総則(第一章)

協定の内容

- (1) 協定の目的について定める。(第一条)
- 協定の適用範囲について定める。(第二条)

(2)

め

る。

(第四

- ③ 協定における用語の一般的定義について定める。 (第三条)
- (4) 各締約国 は、 法令等であって、 協定の運用に関連するものを速やかに公表し、 又は公に利用可能なものとすること等について定

(5) 方 の締約国は、 自国 |の法令に従い、 他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持すること等に

ついて定める。

- (6)協定における規定であって、 租税に係る課税措置に関連を有するもの等について定める。 (第六条)
- (7) 両締約国 は、 世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。 (第七条)
- (8)協定が協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、 特恵的な協定の維持又は設定を妨げないこと等につい

(10)両締約国

て定める。

(第八条)

- (9)両締約国は環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する旨定める。
- 政府は、 協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。 (第十条)

(第九条

2 品 0 貿易 (第二章)

- (1) 第二章における用語の定義について定める。 (第十一条)
- (2)第二章の適用範囲について定める。 (第十二条)
- (3)両締約 国 0)関税地域間で取引される物品の分類は、 統一システムに適合したものとする旨定める。 (第十三条)

る旨定める。 (第十四条

(4)

方の締約国は、

千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、

他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与え

- (5)い場合には、 玉 \mathcal{O} て、 実行最恵国税率が、 方の締約国は、 附属書一の自国の表に定める条件に従って、 各締約国は、 当該一方の締約国及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものにつ 当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について附属書一の自国の表に従って適用される税率より低 当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。 輸入関税を撤廃し、 又は引き下げる旨定めるとともに、 (第十五条) 特定の産品に関する自
- (6)又は維持してはならない旨定める。 ず 'n の 一 方の締約国 ŧ 自 [国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、 (第十六条) いかなる輸出関税 も新設
- 関税評 価協定第一 部の規定は、 両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。 (第十七

条

(7)

(8)貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、 方の締約国は、 他方の締約国の関税地域 の産品の輸入等について、 自国 「の関税地域において新設し、 輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であって、 又は維持しないことを確保する 世界

旨定める。

(第十八条)

- (9)Ŕ 附 [属書一 1 かなる輸出補助金も新設され、 に別段の定めがある場合を除くほか、 又は維持されてはならない旨定める。 農業協定附属書一に掲げる農産品につい (第十九条) て、 V ず れ の 締 約 国の 関税地域にお
- ⑩ 二国間セーフガード措置について定める。 (第二十条)
- (11)定める。 第二章のいかなる規定も、 (第二十一条) 締約国 .が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等について
- (12) 第二章の規定に関する一般的例外及び安全保障のための例外について定める。 (第二十二条
- (13)原産地規則に関する規定については、 附属書二で定める旨定める。 (第二十三条)

(14)

(15)

合同 両締約国は、 委員会は、 第二章の規定及び附属書一の 協定の効力発生の日に、 物品の貿易のため 両締約国 の表につ の運用上の手続規則を採択する旨定める。 いての一 般的な見直しを協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に (第二十四

行うこと等について定める。(第二十五条)

- 3 税関手続及び貿易円滑化 (第三章)
- (1) 第三章の適用範囲について定める。 (第二十六条)
- 第三章における用語の定義について定める。(第二十七条)

(2)

- (3) なものとすることを確保すること等について定める。 各締約国は、 自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、 (第二十八条) いかなる利害関係者についても、 容易に利用可
- (4) 両締約国は、 予見可能であり、 かつ、 一貫性及び透明性のある方法でそれぞれ の税関手続を適用すること等について定める。
- (第二十九条)

(5)

各締約国 は 物品 \mathcal{O} 時 輸入の ための 通 関手帳に関する通関条約に従い、 両締約国 |の関税地域間で取引される物品 \mathcal{O} 時 輸入の

ための手続を引き続き容易にする。 (第三十条)

両締 約国は、 実施取極第二章で定めるところにより、 税関手続の分野において協力し、 及び情報を交換する旨定める。

条)

(6)

(7) する旨定める。 第三章の規定を効果的に実施 (第三十二条) Ļ 及び運用するため、 原産地規則、 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会はその任務を遂行

4 衛生植物検疫措置 (第四章

- (1) 第四 章の適用範囲について定める。
- (2)衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、 (第三十三条) 衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する旨定める。

三十四条

(3)

両締約国は、

(4) た協議を行う旨定める。 第十四章の規定は、 第四章の規定については、 (第三十五条) 適用しない旨定める。 (第三十六条)

衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、

及びこれに取り組むため、

科学に立脚し

第

強制規格、 任意規格及び適合性評価手続 (第五章)

5

- (1) 第五章の適用範囲について定める。 (第三十七条)
- (2) 両締約国 は、 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する旨定める。
- 方の締約国 は 強制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じること等を行う照会所

(第三十八条)

を指定する旨定める。 (第三十九条) (3)

- (4)他 方の 方の締約国は、 締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保すること等について定める。 他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、 (第四十条 可 能なときは、 当該
- (5) 強制規 格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第四十一条)
- (6) 第十 ・四章の規定は、 第五章の規定については、 適用しない旨定める。 (第四十二条)

- 6 サービスの貿易(第六
- (1) 第六章の適用範囲について定める。 (第四十三条)
- (2) 第六章における用語の定義について定める。 (第四十四条)
- (3)国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇 対 ない限り、 ついては、 〜―ビス貿易一 第三国の 一方の締約国は、 適用しない。) 同 般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、 種 のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える(ただし、 旨定める。 サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、 (第四十五条) かつ、 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に 自国の留保に係る表において別段の留 保を行わ
- (4)に係る表に従って待遇を与える旨定める。 方の締約国は、 市場アクセスに関し、 他 (第四十六条) 方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 第五十七条に規定する自 玉 留保
- (5)サービス提供者に対し、 十七条 第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、 自国の 同 種のサー ビス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 方の締約国は、 他 方の締約 玉 ロのサー Ė こス及び (第四
- (6)施されることを確保すること等について定める。 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的: (第四十八条) 客観的かつ公平な態様で実
- (7)上で、 る当該他方の 方の締約国は、 他方の締約国において得られた教育若しくは経験、 締 約国の要請に対して妥当な考慮を払うこと等について定める。 サービス提供者に対し許可、 免許又は資格証明を与えるための 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求 (第四十九条) 自国 の関連する基準の全部又は 部を適用する
- (8)方の 締約国の特定の約束であって、 サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものに

ては、

附

属書八に定める旨定める。

(第五十条)

(9)締約国 は、 自 玉 の 区域内の独占的なサー ビス提供者が関連する市場におい て独占的なサービスを提供するに当たり、 第四十五 条

から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。 (第五十一条)

(10)方の締約国は、 他方の締約国の要請に応じ、 サービス提供者の一定の商慣習を撤廃することを目的として協議する旨定める。

(第五十二条)

(11)締約国は、第五十四条に規定する場合を除くほか、 サービスの貿易に関連する経常取引及び資本取引のための資金 の国 際的な移

転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。 (第五十三条)

締約国

は、

一定の要件の下、

サ

ービスの貿易に対する制限

を課し、又は維持することができる旨定める。(第五十四条

国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、

(12)

(13) 第六章の規定に関する一般的例外について定める。(第五十五条)

(4) 第六章の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第五十六条)

第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、

附属書三に定める旨定める。

(第五十七条)

締約国が自国の留保に係る表を修正するための手続について定める。(第五十八条)

各締約国 は、 般に適用されるすべての措置であって第六章の規定の運用に関連を有するもの等を速やかに公表する旨定める。

(第五十九条)

(17) (16)

(15)

(18) 両締約国は、 少なくとも二年に一 回 附属書三に定める両締約国の留保に係る表の見直しを行う旨定める。

(第六十条

附属書三から附属書七までは、第六章の不可分の一部を成す旨定める。(第六十一条)

自然人の移動(第七章)

(19)

(1) 第七章の適用範囲について定める。 (第六十二条)

(2) 第七章の一般原則について定める。 (第六十三条)

③ 第七章における用語の定義について定める。 (第六十四条

(4) 方の締約国は、 第七章の規定等に従って、 他方の締約国の自然人に対し、 入国及び一 時的な滞在を許可する旨定める。

十五条)

各締約国 は、 附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報を公に利用可能なものとする旨定める。 (第

(5)

六十六条

- (6)れ らの 一方の締約国の権限のある当局 申 請 の審査を遅滞なく行う旨定める。 は、 他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び (第六十七条) 時 的 な滞在の 許 可等に関し、 ے
- (7) 部の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、 (第六十八条) 出入国管理に関する法令に基づく措置に関 して締約国に義務を課するもの
- (8)第七章の規定の適用上、 第五十五条及び第五十六条の規定を準用する旨定める。 (第六十九条
- 8 電子商取引 (第八章)

ではない旨定める。

- (1) 第八章の適用範囲について定める。 (第七十条)
- (2) 第八章の一般規定を定める。 (第七十一条)
- 第八章における用語の定義について定める。 (第七十二条)

(3)

- (4) も不利な待遇を与える措置を採用し、 方の締約国は、 他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、 又は維持してはならない旨定める。 自国又は第三国の同種のデジタル (第七十三条) ・プロダクトに与える待遇よ
- (5) 0 、サービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する旨定める。 各締約国は、 電子商取引を規律する自国の措置が、 電子的に送信されるサービスの提供について他の手段により提供される同種 (第七十四条)
- (6)禁止し、 各締約国は、 又は制限する措置を採用し、 第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、 又は維持してはならない旨定める。 (第七十五条) 電子商取引を不当に
- (7)両締約国は、 電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものと
- するよう協力する旨定める。 (第七十六条)
- (8) び 必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める旨定める。 各締約国 は、 電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措 遺置が、 透明性 0 (第七十七条) ある、 客観的、 合理的 かつ公平な態様で実施され、 及

- (9)ことを禁止する法令等を採用し、 ずれ の締約国も、 電子署名に関して、 又は維持してはならない旨定める。 電子的な取引の当事者が、 当該取引等のための適切な電子署名の方式を相互に決定する (第七十八条
- (10)各締約国 は、 貿易実務に係る文書のすべてについて、 公衆による電子的な形式での利用を可 能なものとするよう努めること等に
- ついて定める。(第七十九条)
- (11)両締約国は、 電子商取引のため 0 消費者の 保護に関する措置等を採用し、 及び 維 持する重要性を認識すること等について定め
- る。 (第八十条)
- (12) う努めること等について定める。 各締約国は、 電子商取引を規律する規制の枠組みにより、 (第八十一条) 産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよ
- (13)両締約国は、 特に中小企業が電子商取引の利用に当たり直 面する障害を特定し、 及び克服するために協力すること等について定
- 投資(第九章)

9

(14)

第八章の規定の適用上、

第二十二条、

第五十五条及び第五十六条の規定を準用する旨定める。

(第八十三条)

める。

(第八十二条)

- (1) 第九章の適用範囲について定める。 (第八十四条)
- ② 第九章における用語の定義について定める。 (第八十五条)
- 方の締約国は、 他方の締約国の投資家の投資財産に対し、 公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等につ
- いて定める。(第八十六条)

(3)

- (4) 一方の締約国は、 他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、 当該投資家及びその投資財産に対 Ļ 同 様 0 状況において自国の
- 投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 (第八十七条)

他方の締約国の投資家の投資財産に関連し、

当該投資家及びその投資財産に対

Ļ

同様

0

状

況におい

て第三国

(5)

方の締約国は、

- 0 投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 (第八十八条
- (6) 方 の締約国は 自国 |の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、 自国の区域内にある他方の締 約国 の

- 投資家の投資財産に関連するものが、 遅滞なく、 か 。 つ、 自由に行われることを確保すること等について定める。 (第八十九条)
- (7)お 第八十七条、 いて適用しないこと等について定める。 第八十八条及び第九十六条の規定は、 (第九十条) 附 属書九の留保に係る表に記載する措置がこれらの規定に適合しない限りに
- (8)おいて、 いず 'n 他方の締約国の投資家の投資財産の収用等を実施してはならないこと等について定める。 の一方の締約国も、 公共の利益を目的とするものであること等のすべての条件を満たす場合を除くほか、 (第九十一条 自 国の 区域内に
- (9)Ļ 九十二条 方の 原状回復等の解決方法に関し、 締 約国は、 武力紛争等により、 自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。 自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対 (第
- (10) 締約国の保険者による請求権代位について定める。 (第九十三条)
- (11) 方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。 (第九十 应
- (12)第九 章 の規定に関する一 般的例外及び安全保障のための例外について定める。 (第九十五条
- (13)えた上で、 第九章の規定の適用上、 協定に組み込まれる旨定める。 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する投資措置に関する協定附属書の規定は、 (第九十六条) 必要な変更を加
- (14)取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、 いずれ る。 (第九十七条) の締約国も、 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、 又は維持することができること等について定 投資財産に関連する国境を越える資本
- (15)附属書六の第六条の規定は、 第九章の規定につい て準用する旨定める。 (第九十八条)
- (16)置 を採用し、 第八十七条のいかなる規定も、 又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について定める。 方の 締約国が、 他方の締約国の投資家による投資財産 の設立に関連して特別な手続を定める措 (第九十九条
- ① 第九章における租税に係る課税措置の扱いについて定める。 (第百条)
- (18)両締 約国 は 健 |康等に関する国内措置の緩和等を通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認めること等について定め

両 締 約国 は、

る。

第百一

条

(19)発 効 0 日 の後三年 法的枠組み等であって、 以内に、 その後は一 定の間隔で見直しを行う旨定める。 投資に関する他の 国際協定に基づく両締約国 (第百二条) の 約束に適合するも のにつ いて、 この協定の

競 (第十章

(2)

10 (1) 各締約国は、 自国の法令に従い、 反競争的行為に対して適当と認める措置をとること等について定める。

を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与等するため、 両 締約国は、 それぞれ自国の法令に従い、 かつ、 自己の利用可 能な資源の範囲内で、 反競争的行為に対する取組に関して協力する旨定める。 両締約国 の競争当局 間 の協力関係 0 (第百 進展

(第百三条

四条)

(3)きる旨定める。 が 残っていると認める場合には、 第百四条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、 (第百五条) 当 該 方の締約国 は、 他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することがで 一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上

(4)第五条1及び第十四章の規定は、 第十章の規定については、 適用しないこと等について定める。 (第百六条

知的 財 産 (第十一章)

11

(1) 第十一章に関する一般規定を定める。 (第百七条)

方の締約国は、 貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、 知的財 産の保護に関 Ļ 他 方の 締 約 国の 国民に内

国 民 、待遇を与える旨定める。 (第百八条)

(2)

(3) (4)恵国 [待遇を与える旨定める。 方の締約国は、 貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、 (第百九条) 知的 財 産 0 保 護に 関 し、 他 方の 締 約 国の 国民に最

上させるため 各締約国は、 Ó 知的 適切な措置をとる旨定める。 別財産 の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、 (第百十条) 知的 財 産に関 する自国 0) 行政 £ 0) 手続の効率を向

(5) 各締約国は、 知的 財 産 権の取得につい て権利が登録等される必要がある場合には、 権利の 取 得の ための実体的な条件が満たさ

- れていることを条件として、 保護期間が不当に短縮されないように、 登録等のための手続を合理的な期間内に行うことを確保す
- (6)各締約国は、 知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、 自国の法令に従って可能な範囲にお
- (7)両 .締約国は、 定の事項 知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。 を行う旨定める。 (第百十二条) (第百十三条)

て、

ること等について定める。

(第百十一条)

- (8) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。 (第百十四条)
- (9)各締約国が商標に関して負う義務について定める。 (第百十五条)
- (10)各締約国が意匠に関して負う義務について定める。 (第百十六条)
- (11)各締約国が特許に関して負う義務について定める。 (第百十七条)
- (12)各締約国は、 千九百九十一年のUPOV条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える旨
- 定める。 (第百十八条)
- (13) 各締約国が地理的表示等に関して負う義務について定める。 (第百十九条)
- (14)各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。 (第百二十条)
- (15)各締約国が販売承認手続における試験データの取扱いに関して負う義務について定める。 (第百二十一条)

不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること等を行うよう努め

る旨定める。 (第百二十二条 (16)

各締約国は、

- (17)各締約国は、 自国の税関当局が、 自国の関税地域に輸入されようとしている物品等であって、 特許権等を侵害するものの解放
- を職権により国境で停止することに関する手続を定めること等について定める。 (第百二十三条)
- (18)該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を当該権利者が有することを確保すること等について定め 各締約国は、 侵害活動を行っていることを知りつつ当該侵害活動を行った者等による権利者の知的財産権の侵害に起因して当
- る。 (第百二十四条)

- (19)及び 各締約国は、 刑罰を定めること等について定める。 少なくとも故意により商業的規模で行われる特許権の侵害等に関し、 (第百二十五条) 当該行為について適用される刑事上の手続
- (20)つい ネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定めること等に 載したコンテンツにより、 各締約国は、 て定める。 インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲 (第百二十六条) 権利者の知的財産権が侵害されるとの主張が行われる場合には、 定の条件の下で、 当該インター
- (21) 両 締約国は、 知的財産の分野において協力すること等について定める。 (第百二十七条)
- ② 知的財産に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百二十八条)
- (23)第十一章の規定の適用上 貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、 必要な変更を加えた上で、 この協定の — 部 を成す旨

政府調達(第十二章)

定める。

(第百二十九条

12

(1)

政 |府調達に関する両締約国の権利及び義務については、 政府調達協定によって規律すること等について定める。 (第百三十

百三十一条)

(2)

各締約国は、

政

府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、

照会所を指定する旨定める。

(第

条

(3)両 一締約国は、 各締約国 の政府調達の 制 度に関する相互の理解を高めること等を目的として、 合同委員会において協議すること

経済関係の緊密化(第十三章)

等について定める。

(第百三十二条)

13

(1) 両 締 約 国は、 両 .締約国の産業界による貿易及び投資活動 の促進に関する問題 に 取 り組むため、 必要に応じて協議する旨定め

る。 (第百三十三条)

(2)経済関係の緊密化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百三十四条)

- る旨定める。 (第百三十五条
- (4)第十四章の規定は、 第十三章の規定については、 適用しな い旨定める。 (第百三十六条)

紛争解決 (第十四章)

14

(3)

第百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、

第十三章の規定の実施に関し、

実施取極第四章で定める任務を遂行す

- (1) 第十四章に関する一般規定を定める。 (第百三十七条)
- (2)第十 匹 章の 適用範囲について定める。 (第百三十八条)
- (3)方の締約国 は、 他方の締約国がとった措置がこの協定に反する等と認める場合には、 当該他方の締約国に対し協議を要請す

ることができる旨定める。 (第百三十九条)

- (5)(4)1 ずれの締約国も、 あっせん、 調停又は仲介を随時要請することができること等について定める。
- (6) (第百四十二条)

裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。

(第百四十一条)

(第百四十条

仲

裁

- 仲 裁 裁判所の任務について定める。
- (7)仲 裁 裁判手続について定める。 (第百四十三条)
- 仲 仲 裁 裁 裁判所の裁定の実施について定める。 裁判手続の停止又は終了について定める。 (第百四十五条) (第百四十四条)

(9)

(8)

- (10)仲 裁 裁判所の費用の負担について定める。 (第百四十六条)
- (11)第十四章に規定するい かなる期間も、 両締約国の合意により変更することができる旨定める。 (第百四十七 条)
- 協定の 運営 (第十五章)

15

- (1)両 締 約国の 上級職員を共同議長とする合同委員会の設置及びその任務等について定める。 (第百四十八条)
- (2)各締 が割は、 両 . 締約 国 間 「の連絡を円滑にするため、 連絡部局を指定する旨定める。 (第百四十九条
- 16 最終規定 (第十六章)
- (1)協定の目次並びに協定中の章及び条の見出 しは、 引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、 協定の解釈に影響を及ぼ

すものではない旨定める。(第百五十条)

② 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第百五十一条)

(3) 協定の改正について定める。 (第百五十二条)

④ 協定の効力発生について定める。(第百五十三条)

⑤ 協定の終了について定める。(第百五十四条)

(1) 両締約国の輸入関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。

17

附属書

これらの概要は次のとおりである。

(附属書一)

イ 我が国による輸入関税の撤廃等の概要

(1) 措置の内容及び対象品 品目数では、 全約九千四十品目のうち、 協定の発効時に輸入関税を撤廃するものは約七千二百品目、

三百八十品目のうち、 後に輸入関税を撤廃するものは約六百四十品目、 分野別では、 鉱工業品約六千六百五十品目のうち、 約千五十品目を除くものについて輸入関税を撤廃する。 輸入関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千百九十品目になる。 約百四十品目を除くものについて輸入関税を撤廃 輸入関税の撤廃が困難なものについては、 Ļ 農林水産品約二千

関税の引下げ、関税割当の設定又は除外品目の各分類で対応する。

(中) 主要品目の概要

ほぼすべての鉱工業品について、輸入関税を即時撤廃する。

インスタントコー ヒー、 ア П マオイル、 食品添加物 (ペクチン) 等について、 輸入関税を即時撤廃する。

ワイン(ボトル)について、協定発効後九年間で輸入関税を撤廃する。

割当数量は、 部のスイス特産 年 Ė の六百トンから毎年四十トンずつ拡大し、 のナチュラルチー ズについて、 関税割当を設定する 十一年目及びそれ以降の各年は千トン)。 (枠内税率は現行 関税率を五年間で半減する。

定の経過期間を経た

チョコレー トについて、 関税割当を設定する (枠内税率は八パーセント、 関税割当数量は毎年千五百トン)。

口 ス イスによる輸入関税の撤廃等 すの概要

(1) 措置の内容及び対象品

下げ等その他の扱いとなるものが約千七百五十品目になる。 品目数では、 全約八千三百七十品目のうち、 協定の発効時に輸入関税を撤廃するものは約六千六百二十品目、 輸入関税の引

定又は除外品目の各分類で対応する。 十品目を除くものについて輸入関税を撤廃する。 分野別では、 鉱工業品約五千八百品目すべてについて輸入関税を撤廃し、 輸入関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品約 二千五百六十品目のうち約千 輸入関税の引下げ、 関税割当の設

·七百五

(p) 主要品目の概要

- すべての鉱工業品について、 輸入関税を即時撤廃する。
- 清 酒 盆栽、 長いも、 メロ ン、 干し柿 味噌について、 輸入関税を即時撤廃する。

原産 地 規則について定める。 (附属書二)

(2)(3)

各締約国のサービスに係る留保について定める。 (附属書三)

これらの概要は、 次のとおりである。

イ 我が国による留保

民待遇につい 空宇宙産業等の分野において十八の将来の措置に関する留保を行っている。 提供者に関する市場アクセスについて、 宇宙産業等の分野において十九の将来の措置に関する留保を行っている。 を行っているほか、 、ービス及びサービス提供者に関する最恵国待遇について、 農林水産業及び関連するサービス等の分野において二十三の現行の措置に関する留保を行っているほか、 エネルギー産業等の 自 分野において五の将来の措置に関する留保を行っている。 動車整備業等の分野において四十三の現行の措置に関する留保を行っているほか、 貨物利用運送事業等の分野において三の現行の措置に関する留保 さらに、 サービス及びサービス提供者に関する内国 また、 サービス及びサービス 航空 航

スイスによる留保

口

ス及びサービス提供者に関する市場アクセスについて、 ービス提供者に関する内国民待遇について、商業サービス等の分野において留保を行っている。 サービス及びサービス提供者に関する最恵国待遇について、 建設作業等の分野において留保を行っている。 通信サービス等の分野において留保を行っている。 さらに、 サービス及び また、サービ

4 サービスの国内規制に関する規律について定める。(附属書四

(5) サービス提供者の資格の承認について定める。 (附属書五)

⑥ 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書六)

電気通信サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書七)

各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。(附属書八)

(8)

(7)

これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

0 機関との個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事する者であるものについて、 スイスの自然人であって、 短期の商用訪問者、 企業内転勤者、 投資家、 自由職業サービスに従事する者及び我が国にある公私 入国及び

一時的な滞在を約束する。

ロ スイスによる特定の約束

訪問 る者、 る。 サ 者、 また、非サービス分野においては、 ^ービス分野においては、 契約に基づくサービス提供者並びに設置及び保守のサービス提供者であるものについて、 物品の販売契約の締結に従事する者であるものについて、 我が国の自然人であって、 我が国の自然人であって、 企業内転勤者、 入国及び一時的な滞在を約束する。 企業内転勤者、 短期の商用訪問者、 業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用 サービスの販売契約の締結に従事す 入国及び一時的な滞在を約束す

これらの概要は、次のとおりである。

各締約国の投資に係る留保について定める。

(附属書九)

(9)

イ 我が国による現行の措置に関する留保

遇、 籍に 業 資財 関する事項、 最 貨 (物利用運送事業) 恵国待遇を留保し、 産の設立、 鉱 取得、 業、 水運業において留保している。 石油業、 拡張、 特定措置の履行を要求しないことを留保している。 経営、 農林水産業、 管理、 運営等に関し、 警備業、 また、 運輸業、 都道府県以外の地方政府に関するすべての分野について内国民待 内国民待遇を金融業、 上水道業について留保しているほ 熱供給業、 情報通信 か、 最 業、 恵国待遇を航 製造 船 空運 舶 0 送 玉

ロ 我が国による将来の措置に関する留保

土地 機関 て、 か、 投資財産の設立、 将 最恵国待遇につい に制限されている電報・ 0) 取得、 来の措置に関する留保を行っている。 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野において、 取 て、 得、 補助金、 拡張、 郵便等のサー 経営、 漁業、 管理、 -ビス、 土 地の 運営等に関し、 取得、 補助金、 法 .の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野にお 航空宇宙業、 内国民待遇について、 武器・火薬産業、 公的企業の持分の移転、 将来の措置に関する留保をしているほ エ ネルギー産業、 漁業、 指定企業又は政府 情報通信

スイスによる現行の措置に関する留保

件、 か、 投資財 原油 最恵国待遇を原子力発電、 0) 産 探査 の設立、 • 開 発、 取 得、 原子力発電、 拡張、 地方政府に関するすべての分野において留保している。 経営、 水力発電、 管理、 運営等に関する内国民待遇を会社設立に関する居 燃料パイプライン、 地方政府に関するすべ ての分野において留保しているほ 住要 件、 土 地不 動 産 0) 所有要

ニ スイスによる将来の措置に関する留保

保を行っている。 する留保を行っているほ (ただし、 投資財産の設立、 本協定における約束の全体水準に影響を与えない範囲)、 取得、 か、 拡張、 最恵国待遇につい 経営、 管理、 運営等に関する内国民待遇について、 将来の非適合措置を採用するすべての分野に 国有企業等の持分の 将来の 移転の分野に 非適合措置を採用するすべての分野 おい て、 お いて、 将来の措置に関する留 将来の措置に関

各締約国によりそれぞれ地理的表示として保護されている表示を掲げる。(附属書十)

(10)

実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

提出されることとなっている。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。 この協定を実施するため、 「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案」が今次国会に